

## 第3章 消費者施策の基本的方針

### 1 消費者施策の推進により目指すべき姿

- (1) 全ての消費者がライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育を受けられることができる社会
- (2) 配慮を要する消費者の安心・安全な消費生活が確保される社会

高齢化の進展，高齢単独世帯の増加及び地域コミュニティの衰退といった社会構造の変化やデジタル技術の飛躍等に伴い，消費者の取引環境は急激に変化しており，全ての消費者が有する多様な「消費者の脆弱性」に着目する必要があります。

このため，学校や地域，職域など様々な場での消費者教育の推進や若年者への消費者教育の強化，最新の消費者トラブルなどの情報提供，取引環境のデジタル化・グローバル化や決済サービスへの多様化に対応した消費者教育に取り組むことにより，全ての消費者がライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育を受けられることができる社会を目指します。

また，配慮を要する消費者への見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会の設置促進・活性化や啓発に取り組むことにより，消費者トラブルを未然に防止し，トラブルに遭った場合にも早期救済が図られるなど，配慮を要する消費者の安心・安全な消費生活が確保される社会を目指します。

- (3) 消費者が安全な商品・サービスを自主的かつ合理的に選択して消費できる社会

商品・サービスの安全性の確保や，規格・表示の適正化等に取り組むことにより，信頼できる公正な環境の下，消費者が安全な商品・サービスを自主的かつ合理的に選択して消費できる社会を目指します。

- (4) 消費者トラブルの未然防止とその救済が図られ，安心・安全な消費生活が確保される社会

各種広報媒体を活用した情報提供・広報啓発活動や消費者取引の適正化，法令に違反する事業者への厳正な対処等に取り組むことにより，消費者トラブルの未然防止とその救済が図られ，安心・安全な消費生活が確保される社会を目指します。

(5) 持続可能な社会の実現に向け、消費者と事業者が連携して取り組む社会

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、生産と消費は密接不可分であり、共に推進される必要があるとされています。

消費者は消費者市民社会<sup>1</sup>の一員として、食品ロスの削減やエシカル消費<sup>2</sup>の実践など持続可能な社会の形成に積極的に参画するとともに、事業者は環境や社会、地域等に配慮した生産を通じて、消費者からの信頼を獲得できる社会を目指します。

(6) どこに住んでいても質の高い相談が受けられ、安心・安全が確保される社会

全市町村に消費生活相談窓口が設置され、全19市においては消費生活センターが設置されています。また、一部の市町では、広域連携による相談対応も行われています。

消費生活相談窓口やその役割の周知を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の充実に向けた支援や、県消費生活センター等の機能強化に取り組むことにより、どこに住んでいても質の高い相談を受けられ、安心・安全が確保される社会を目指します。

## 2 計画の目的及び基本理念

「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援」及び「消費生活における環境への配慮」を踏まえた消費者施策の推進による安心・安全で豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現を基本理念とし、「県民の消費生活の安定及び向上」を目的とします。

この目的の達成に向けた取組を実施することにより、かごしま未来創造ビジョンにおける「安心・安全な県民生活の実現」を図ります。

---

1 消費者市民社会とは、消費者の社会的役割や消費者教育推進の在り方を考える際の共通概念であり、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項）のこと。

2 エシカル消費（ethical=倫理的な・道徳的な）とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。（P65参照）

### 3 消費者施策の体系

